

令和元年 1 2 月  
定例教育委員会会議

会 議 録

令和元年 1 2 月 2 3 日開催

# 会 議 録

開催日時	令和元年12月23日(月)	午後2時	開会
		午後3時37分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉	
	事務局 説明員	学校教育部長 山川 俊巳      社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 林上 敦裕      社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 佐藤 潤一      文化ホール担当課長 山本 厚 適正配置担当課長 矢萩 恵 教職員担当課長 佐々木 康成 教育政策課主幹 水野 泰子 教育指導課主幹 辻並 浩樹	
	事務局 職員	教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏	
傍 聴 者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市小, 中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第2号 令和2年度教育行政方針の策定方針について</li> <li>・議案第3号 学校運営協議会の設置について</li> <li>・議案第4号 学校運営協議会委員の任命について</li> <li>・議案第5号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について</li> <li>・議案第6号 旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第7号 旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第8号 旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第9号 旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第10号 旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第11号 旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第12号 旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・議案第13号 旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について</li> </ul>		

- ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について
- ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について
- ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
- ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

- (1) 旭川市立小中学校教育課程編成の指針について
- (2) ネーミングライツ・スポンサーの募集について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和元年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）、令和元年10月定例教育委員会会議（令和元年10月17日開催）及び令和元年11月定例教育委員会会議（令和元年11月25日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということがよろしいですか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議、令和元年10月定例教育委員会会議及び令和元年11月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」、議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第12号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第13号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」、議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第12号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第13号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則</p>

の制定について」, 説明願います。

本件は、第4回定例市議会において旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例が制定され、本年度末をもって旭川第2小学校及び旭川第2中学校を閉校することとなりましたことから、両校の通学区域を統合先となる学校の通学区域に編入するため、また、これまで旭川第3小学校、共栄小学校、東光小学校の児童は旭川第2中学校を含む複数の中学校に分かれて進学していましたが、同校の統合と併せ、これらの小学校の進学先中学校を1校に統一するよう関係学校の通学区域の境界線を変更するため、規則の別表1及び2を改正しようとするものであります。

現在の旭川第2中学校の通学区域及び統合先の図面を御覧ください。色が付いている部分が旭川第2中学校の通学区域であり、旭川第2小学校、共栄小学校、旭川第3小学校、東光小学校の通学区域を含んでいます。

これまでの旭川第2中学校の保護者との協議や同校の通学指定区域及び調整区域にお住まいの小学生の保護者へのアンケート調査などから、居住している地域によって進学先として希望する中学校は異なっていたことから、保護者の意向を踏まえ、通学区域を3つに分けて東明中学校、東陽中学校、旭川中学校に統合いたします。一番薄い色が付いている部分が東陽中学校に統合する部分、次に薄い色が付いているところが旭川中学校に統合する部分、一番濃い色が東明中学校に統合する通学区域になります。

旭川第2小学校については、通学区域はこの図で言いますと、2番目に薄い青色が付いている旭川中学校に統合する区域と同じ区域になりますが、保護者や地域の意向を踏まえ旭川小学校に統合することといたします。

小学校と中学校の通学区域の不一致の図を御覧ください。青の太い線が旭川第2中学校の通学区域の境界線を示しています。青く色の付いた部分が共栄小学校の通学区域、黄色の部分が旭川第3小学校の通学区域、色の付いていない部分が東光小学校の通学区域であり、それらの小学校の通学区域の境界線と旭川第2中学校の通学区域の境界線が一致しておりませんので、それぞれの小学校の児童は旭川第2中学校を含む複数の中学校に分かれて進学していました。

通学区域の見直し(案)と通学区域の境界線の2つの図面を御覧ください。旭川第2中学校の統廃合により統合先となる中学校の通学区域の境界線を変更することに併せ、小学校と中学校の通学区域の境界線が一致するよう旭川第3小学校と共栄小学校の通学区域を変更いたします。これにより旭川第3小学校と東光小学校は東明中学校に、共栄小学校は東陽中学校に進学先の中学校が統一されます。

詳細につきましては、旭川第2中学校の統廃合及び通学区域の見直し(案)を御覧ください。旭川第2中学校の通学区域及び今回の通学区域の見直しに関連する区域について上の図で①から⑧に区分して示しています。

また、住所別通学指定学校一覧では住所と現在の指定学校、令和2年4月1日からの指定学校を一覧にしてお示ししています。

この通学区域の変更は、令和2年4月1日から施行いたしますが、令和2年4月1日以後に入学、転学する児童生徒に適応することとし、現在小中学校に通学している児童生徒は、卒業までその学校に通学することとします。また、令和2年3月31日以前から対象区域に継続して居住している児童生徒は、希望する場合、現在の指定学校及び現在調整区域のため指定変更が可能となっていた学校への入学ができるように、経過措置を設定する予定です。あわせて、この経過措置により、旭川第3小学校に指定変更ができることとした④の区域につきましては、旭川第3小学校の児童の進学先の学校を東明中学校に統一するという考え方で通学区域の変更を行っていることから、中学校入学時に希望する場合には東明中学校に指定変

		<p>更ができるよう経過措置を設ける予定です。</p> <p>なお、この通学区の変更案を関係小学校の保護者や当該地域の町内会にお示しして御意見を伺いましたところ、指定校が変更となる区域の保護者から御自身のお子さんについては、現在の指定学校へ進学させたいといった希望が数件ありましたが、統合先や通学区の変更案に対する反対意見はございませんでした。頂いた御意見につきましては、経過措置の設定に反映させております。新旧対照表を御覧いただきますと、ただいま御説明したもののほか、愛宕東小学校と愛宕中学校に関する変更も記載していますが、これは通学区を変更するものではなく、表記の変更に関するものです。共栄小学校と愛宕東小学校、旭川第2中学校と愛宕中学校の通学区の境界線で、これまで豊岡4条10丁目の南端道路以南と南端道路以北と表記していたことにつきまして、今回の統廃合及び通学区の見直しによる改正に併せて、番地で表記するよう改めたことによるものです。</p>
教 育 長		<p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>旭川第2中学校、旭川第2小学校の統廃合の中で、そこに関わる通学区が他の小中学校と関係があるということで、一部入り組んでいた通学区を見直したということであります。地域の方々にも説明した中では特段異論もなく、受け止めていただいていると思っております。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
教育政策課主幹		<p>次に、議案第3号「学校運営協議会の設置について」、説明願います。</p> <p>本件は、今年度学校運営協議会設置に向け準備を進めてきました16中学校区の学校に、旭川市学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置しようとするものでございます。光陽中学校区、江丹別中学校区、嵐山中学校区、桜岡中学校区、西神楽中学校区、神居東中学校区、忠和中学校区については、それぞれの中学校区に1つの学校運営協議会を設置いたします。</p> <p>その他の学校につきましては、それぞれの学校に1つの学校運営協議会を設置し、次年度以降各中学校区において、学校運営に関する情報共有を進めていくこととなります。7つの中学校区に中学校区で1つの学校運営協議会を設置いたしますので、対象学校49校に対しまして40の学校運営協議会を設置することとなります。設置年月日につきましては、令和2年1月1日としております。</p> <p>今後の予定でございますが、本日の御審議、御決定いただいた後、教育委員会から当該学校に対し設置の決定について通知し、2月にそれぞれの学校運営協議会において次年度の学校運営の基本的な方針を承認する予定となっております。</p> <p>また、令和2年度につきましては、7中学校区21校に導入を予定しておりまして、令和2年度で全ての小中学校に学校運営協議会制度を導入してまいりたいと考えております。</p>
教 育 長		<p>議案第3号「学校運営協議会の設置について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
滝 山 委 員		<p>例えば、神居東中学校、雨紛小学校、神居東小学校は小中連携・一貫教育の実施状況によって、1つの学校運営協議会を設置するのですか。</p>

教育政策課主幹	各中学校区の実情に応じて設置しており、神居東中学校区では一体型という形になります。こちらから何か条件を指定しているというわけではありません。
林上学校教育部次長	小中連携・一貫教育は、それぞれの中学校区で取組を進めておりますが、その中でも中学校区で1つの学校運営協議会の設置が可能などところは、中学校区で1つ設置し、その他はそれぞれの学校に設置し、中学校区の中で連携を図っていくこととなります。
本 田 委 員	3つの型でコミュニティ・スクールを推進するという提案があって、各学校が見合った型で導入していくのが現状で、今後その型が変わっていくこともあるのだと捉えています。嵐山小中学校等の併置校については、1つの学校運営協議会の設置が可能ですし、神居東中学校区では神居東中学校に全ての小学校の児童が入学するので、1つの学校運営協議会を設置しやすいのではないのでしょうか。
滝 山 委 員	神居中学校区では小中連携・一貫教育も進めていて、通学区域も入り組んでいませんが、1つの学校運営協議会を設置することは難しいのでしょうか。
学校教育部長	学校運営協議会は小中の連携だけでなく、地域の方々も入る会議体ですので、それぞれの地域の事情も考慮する必要があります。はじめから一体型が良いのか、連携しながら1つにしていくのが良いのか、各学校で学校運営協議会の設置のための準備委員会などで話し合いをしていただき、導入の型について判断していただいた結果、まずは、この体制でスタートしたいということでございます。通学区域の整理もありますので、目指すところまではまだ時間がかかると考えております。
滝 山 委 員	9年間を見通した教育のプランを立てるに当たって、学校運営協議会も1つの方が効率的だと思うのですが、まだ準備が整わないということなのですね。
本 田 委 員	先ほどの議案にもありましたが、旭川市においては通学区域の整理が課題の1つで、今の時点ではこの体制でのスタートになるのかと思います。これが最終の型というわけではなく、将来的には1つの型の学校運営協議会になっていくのだろうと思います。
教 育 長	今までの小中連携や、地域と学校の関わりの中で一旦、この体制で設置させていただきたいと思います。
本 田 委 員	今年度までに設置しなかった学校は、全て来年度の設置ですよ。
学校教育部長	来年度には全ての小中学校に設置の予定です。
教 育 長	他に御意見、御質問等ありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第3号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第3号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定します。
酒井社会教育部次長	次に、議案第6号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第7号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第11号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。
酒井社会教育部次長	今回の規則改正については、物品使用料の消費税率を5%から8%とす

るもの、70歳以上の観覧料の減免に係る規定の整備の2つがございます。

まず、議案第6号及び議案第8号の旭川市公民館条例施行規則及び旭川市民文化会館条例施行規則ですが、本市における使用料の消費税率については5%が適用されていますが、令和元年8月9日付けで示された本市の一般会計の使用料及び手数料等に係る消費税及び地方消費税率の転嫁方針に基づきまして、来年4月1日からの使用料手数料の見直しに合わせ、同日から消費税率8%を適用することに伴い、公民館及び市民文化会館における備付け物品の使用料の金額を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号、第9号及び第11号の旭川市科学館条例施行規則、旭川市井上靖記念館条例施行規則及び旭川市彫刻美術館条例施行規則ですが、社会教育部が所管する施設における70歳以上の観覧料につきましては、受益と負担の適正化に向けた取組指針改訂版に示されている減免基準の取扱いに基づきまして、無料から減額に変更するために令和元年10月17日付けで各施設に係る規則の改正を行ったところですが、減免対象となる70歳以上の観覧料の種別を明確にするために改正しようとするものであります。

最後に、議案第10号の旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則については、先ほど御説明いたしました消費税率8%を適用することに伴う大雪クリスタルホールにおける備付け物品の使用料の金額の改正及び減免対象となる70歳以上の観覧料の種別を明確にするための改正の両方を行おうとするものであります。

教 育 長

議案第6号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第11号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

消費税率は10%になりましたが、8%に改正としている理由の御説明をお願いします。

酒井社会教育部次長

消費税率が5%から8%になった時に改正を見送ったため、今回8%から10%になった時点で5%から8%に改正するというものです。

教 育 長

施設の使用料手数料は、過去の原価計算を基に8%の基準で計算されており、それに付随する物品も8%ということで適用していますが、次回改正の際には10%ということで見直しが進むのかと思います。

滝 山 委 員

公共施設でも消費税を国に納税するのですか。

教 育 長

課税対象ではないので納税しません。ただし、動物園等は別です。

また、議会でも10%にしないのかという御意見もありました。

本 田 委 員

最終的には、実際の消費税率に合わせるのですか。それとも、次の改正は実際の消費税率がまた変化するときなのですか。

社会教育部長

4年ごとに使用料を見直し、その途中でも見直すタイミングがあれば見直すこととなっております。

本 田 委 員

一応目途として4年なのですね。

社会教育部長

そうです。

本 田 委 員

実際の消費税率に届かないと足りないのではないかという話もあると思うので、4年を目途としていることは主張していったよいのではないかと思います。

社会教育部長

前回の見送りについては市全体の判断でした。

教 育 長

リーマンショックがあったり、国が税率を8%から10%に上げるのを2度ほど見送ったこともあり、タイミングが合わなかったこともあります。



各教	委員	員長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。
各教	委員	員長	<p>それでは、議案第6号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第11号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委員	員長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第11号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
教	育	長	《 報告事項 》
佐藤学校教育部次長	委員	員長	<p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「旭川市立小中学校教育課程編成の指針について」、報告願います。</p> <p>本件は、令和2年度からの小学校学習指導要領の全面実施に向け、各学校における教育課程の編成・実施が適切に行われるよう、平成29年に作成しました総則編を一部改訂するとともに、各教科等編を策定し、市内小中学校に提供することを報告するものでございます。</p> <p>旭川市立小・中学校教育課程編成の指針につきましては、学習指導要領の改訂ごとに、教育委員会が策定し、各学校に提供してきたものですが、本総則編につきましては、平成29年3月に新学習指導要領が告示されたことを受けまして、社会に開かれた教育課程の理念の実現を目指し、学校関係者だけでなく、保護者や地域の代表の方、経済界や学識経験を有する方から広く御意見を伺う懇談会を設置して協議を重ね、同年11月に策定したものでございます。協議でいただいた御意見を踏まえ、各学校において、本市の特徴を十分に生かした教育活動を推進することができるよう、また、本市が進める小中連携・一貫教育の一層の充実が図られるよう、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成の視点から、本総則編を策定した経緯がございまして。</p> <p>この度、次年度から小学校学習指導要領が全面実施となること、また、本市において、本年度から、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく施策を展開しておりますことから、本指針の総則編を一部改訂するとともに、各教科等の指導計画の充実に向けた教育課程編成の指針各教科等編を策定したところでございます。</p> <p>本指針の概要ですが、総則編の一部改訂については、資料中央の「指針総則編の構成」の中で、赤字で示した項目が、新たに掲載した内容となっており、第2期旭川市学校教育基本計画における新たな取組や国から示された新たな方向性などを踏まえ、内容を変更しております。</p> <p>特に、第1章「旭川市の教育」では、第2期旭川市学校教育基本計画で目指す子ども像を位置付け、本市の子どもの状況についても、改めて分析</p>

して示すとともに、本市が「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に向けて推進している取組や施策、例えば、ALTや外国語活動サポーターの派遣を中心とした英語教育及びロボット型教育用教材を活用したプログラミング教育を進める情報教育の推進や、オンラインサービスを利用した学習支援システムであるeライブラリの活用、旭川市いじめ防止基本方針に基づく取組、中学校部活動ガイドラインや部活動指導員の配置など、運動部活動の充実等を整理して示し、教育課程の編成に生かせるようにしたところでございます。

また、ふるさと旭川の特徴を生かした教育や学校におけるSDGsの取組を推進するための視点なども示し、各学校の教育課程に位置付けられるようにしたところでございます。

本指針の資料編には、第1章から第3章の内容について、各学校が自校の教育課程を編成する際に活用していただく資料を掲載しており、特に、赤い文字で示した資料については新たに追加して、指導計画等の作成に必要な情報をきめ細かく学校に提供するようにしたところです。

続いて、総則編の下に示した各教科等編についてですが、新学習指導要領の各教科等の趣旨を踏まえた本編に加え、小中学校の学びの系統が分かる「あさひかわラーニングマップ」、今年度、採択していただきました小学校の教科書による「単元一覧表」と「年間指導計画例」を作成、添付いたしました。各教科等編の策定に関わりましては、教育課程作成協力者として、市内の50名の先生方に御協力をいただいたところでございます。

各学校における教育課程の編成作業が本格化する段階となっており、総則編と各教科等編を併せた本指針については、本日の教育委員会会議報告後、教育指導課ホームページに掲載し、各学校に通知してまいります。

なお、次年度は、中学校の教科書の採択結果に基づき、「単元一覧表」及び「年間指導計画例」を作成する予定となっております。

教 育 長 報告事項(1)「旭川市立小中学校教育課程編成の指針について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 指針総則編の項目の順番を変えることはできないのですか。例えば、第2章はⅢの育成を目指す資質・能力の明確化が1番大事だと思います。Ⅰのコミュニティ・スクールは2番目か3番目でも良いのではないのですか。

佐藤学校教育部次長 この指針につきましては、学習指導要領の総則の順番に沿って作成しているところです。

滝 山 委 員 第1章の2の確かな学力について、国語や数学、理科の力も重要だと思いますが、英語教育と情報教育を特に取り出して記載しているのはどうしてでしょうか。もちろんこれらの教科も重要だとは思いますが。

佐藤学校教育部次長 英語教育と情報教育は、第2期旭川市学校教育基本計画で新たな時代の教育として重点的に取り組むことになっていることから、本資料においては新しい要素として記載しておりますが、その他の各教科についても総則編に記載しているところでございます。

本 田 委 員 今回新たに取り入れた「本校では」という学校の取組例の記載についてですが、これは各学校が児童生徒や地域の実態に応じてワンチームで取り組むための資料であって、本校において何が足りなくて何が成果としてあるかを各学校が確かめるために非常に大事ではないかと思えます。

この指針に沿って編制していけば、おおよそ見やすい教育課程ができるのではないかと思います。記載の順序もきちんと整えるべきですが、この指針を資料として捉えたときには、各学校の実態に応じて順番が変わることもありますので、内容が網羅されていて、これを基に各教科の年間指導計画が作られることが何よりではないかと思えます。活用されやすく、カリキュラムマネジメントのサイクルに乗りやすいものであると評価しています。

佐藤学校教育部次長	<p>また、パワー60について補足説明をお願いします。中学校では50分授業にプラス10分ということですか。</p>
本田委員	<p>教育課程を柔軟に使って子どもたちに基礎的な力を定着させるということは学習指導要領に示されていますが、1単位時間の45分あるいは50分を柔軟に使って、学んだことをしっかり身に付ける時間を確保するというものが、旭川市のパワー60という取組となっております。</p> <p>中学校においては、50分を基礎とした教育課程が組まれることが多いと思いますので、小学校でパワー60を実践しているところです。</p> <p>その方が運用はしやすいだろうと思われます。中学校ではプラス10分延長しただけで何ができるかといったら難しいので、1単位時間を少し延長して最終的に総時数としてはプラスになって、目標に到達できればよいという方が中学校の場合はいいのかと思います。</p> <p>昔、帯というものは非常に課題があると言われた時代があったものですから、あまりそれをやると指導がない短い時間の勉強というのは、指導があつてはじめて評価があるので、時間だけ確保したという結果に陥らないようにしていただきたいです。小学校は、45分にプラス15分延長ということなら、まとめの時間に充てるなどの形が見えるのですが、中学校の場合はプラス10分しかないので窮屈かなと思ったので聞いてみたところでした。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「旭川市立小中学校教育課程編成の指針について」は、報告を受けたこととします。</p>
文化ホール担当課長	<p>次に、報告事項(2)「ネーミングライツ・スポンサーの募集について」、報告願います。</p> <p>旭川市では、平成29年1月31日付け施行の旭川市ネーミングライツの導入に関するガイドラインに基づき市有施設へのネーミングライツの導入を進めており、現時点では2つの施設で導入されているところでございます。</p> <p>今年度も11月15日から12月27日の期間においてネーミングライツの公募を行っておりますが、今回は施設を決めて命名権の募集を行う従来の手法と異なり、対象施設や命名権料などを相手方から提案してもらうという提案型公募となっております。市庁舎や学校を除くほぼ全ての公共施設が対象となっており、市民文化会館や公会堂、大雪クリスタルホールも対象となっております。</p> <p>現在はまだ募集を行っている最中であり、応募の有無が決定されている状況ではありませんが、応募があった場合はネーミングライツの導入の可否について、まず施設を所管する部署において判断することとなっております。</p> <p>応募があった場合は、その旨の通知がネーミングライツを所管する部署からなされる予定であり、教育委員会会議において導入の可否を御判断いただくこととなります。来月の教育委員会会議において議案とさせていただきますので、現在の状況として御報告させていただきました。</p>
教 育 長	<p>報告事項(2)「ネーミングライツ・スポンサーの募集について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>現在のところ大雪アリーナと総合体育館がネーミングライツを導入しているところであります。提案型にすることで、ネーミングライツを更に拡大するということですので、教育委員会では社会教育施設を中心に入館者の多い施設があり、企業から提案が出てくる可能性もありますことから、事前に御説明させていただいております、また具体化されましたら正式に皆さんの御意見をいただいておりますので、よろし</p>

<p>本 田 委 員 社 会 教 育 部 長</p>	<p>くお願いいたします。 例えば、個人的な印象ですが、大雪クリスタルホールのような良い名前でも変わる可能性があるのですか。 確かに大雪クリスタルホールは命名するための協議をして決定した経過があるのですが、市全体の会議でこれまでの施設を決定してから公募する手法ではネーミングライツが浸透しないのではないかと、という議論があり、今年から提案型公募に変わっております。</p>
<p>滝 山 委 員 文 化 ホール 担 当 課 長</p>	<p>そのままの名前で良いのではないかとという御意見もあるかと思えますし、再度、細かい中身を含めて議論をしながら、皆さんにお諮りしたいと考えております。市長部局であれば基本的にはその方向という形になるのですが、教育委員会においては、もし、応募があった場合は教育委員会会議で教育委員会としてどうなのかということ議論していただきたいと考えています。 実際には何を議論をするのですか。金額が高い方が優先になりますよね。具体的な金額ですとか、どのような名前かというのは、企業が決まってから個別に協議することなのですが、まず教育委員会会議において議論いただくのは、そもそも導入の可否がどうなのかということになるかと思えます。具体的には、もし仮に企業が大雪クリスタルホールを希望した場合には、大雪クリスタルホールにネーミングライツがふさわしいかどうかを議論していただくことになるでしょうし、この施設にはネーミングライツがふさわしくないのではないかと、というような判断がありましたら、企業と個別の協議が出来ないというお答えを返すこともあり得ると考えております。</p>
<p>滝 山 委 員 文 化 ホール 担 当 課 長</p>	<p>ネーミングライツが導入できない施設があるとすれば、はじめからできないと周知した方が親切ではないでしょうか。 教育委員会は別の意思決定機関ではありますが、今回の市全体の取組の中では、基本的には例外がなく全ての施設がネーミングライツの対象となるということで進んでおりますので、その上で個別の話があった場合には、個別の部署において判断するというスタンスで市全体的に進めているところでございます。</p>
<p>本 田 委 員</p>	<p>使用目的の名前、例えば陸上競技場とか体育館だったらネーミングライツを導入していただいたら良いですが、北彩都であるとかクリスタルというのは旭川らしい名前なので大事にしたいという思いがあって質問したのですが、そういったことを含めて、今後話し合っていくということで理解しました。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（２）「ネーミングライツ・スポンサーの募集について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>《 そ の 他 》</p>	
<p>教 育 長 各 委 務 局</p>	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
<p>《 秘 密 会 》</p>	
<p>教 育 長</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 議案第４号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第５号「旭川市教</p>

各 員  
教 育 長

育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第12号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第13号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、議案第12号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第13号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。

議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」、説明願います。

林上学校教育部長

「令和2年度教育行政方針の策定方針」を御覧ください。

基本的な考え方については、令和2年度の教育行政執行に当たっての所信や、教育の現状と課題認識を示し、その上で旭川市の教育をどのように行うかという意味を表すこととしております。基本方針については、今年度改訂されました旭川市教育大綱の基本方針でもある「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。重点的な取組については、学校教育においては、第2期旭川市学校教育基本計画の3つの目標を学校教育部の重点的な取組とし、社会教育においては、旭川市社会教育基本計画の5つの基本目標を社会教育部の重点的な取組とし、それぞれ令和2年度に特に推進する事業を記載したいと考えております。その他については、市政方針と内容が重複しないよう、市役所の政策調整課と協議することを記載しています。

次に、令和2年度教育行政方針の策定に当たって（案）を御覧ください。

教育の現状については、教育の動向や社会情勢、今日的な教育課題、本市の教育、議会で質問があった項目を示しています。課題認識については、主に教育委員会の事務に関する点検・評価や議会での質問を基に整理しました。令和2年度教育行政方針には、教育の現状や課題認識、次年度の予算のほか、市長公約との関連などを踏まえ、学校教育部は7つ、社会教育部は5つの重点的な取組を記載し、また、それに関連する事業などについて、現時点での内容を整理したものとなっており、今後これらを踏まえて教育行政方針の策定に当たってまいります。

次に、令和2年度教育行政方針の策定日程（案）を御覧ください。

今後、教育委員会事務局で骨子を作成し、例年、成人式の日に行っています1月中旬の教育委員会協議会で協議をいただく予定です。教育委員の皆様には、1月中旬に教育行政方針（案）を配付したいと思っております。1月下旬に教育委員会協議会で協議いただくとともに、2月上旬まで教育委員の皆様から御意見をいただく予定です。

2月上旬の定例教育委員会会議で、教育行政方針の最終案について御審議をいただき、2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本会議での教育行政方針の説明につなげていきたいと考えております。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

教育行政方針の策定までに、皆様方の御意見をいただく機会が何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見をいただければと考えております。

議長 議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」、御意見、御質問等がありますか。

委員 ありません。

議長 それでは、議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 「異議なし。」と認め、議案第2号「令和2年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定します。

<議案第4号「学校運営協議会委員の任命について」>

令和2年1月1日から同年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員として任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」>

令和2年1月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第12号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」>

令和元年12月13日から受託者との契約締結日までを任期とする旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員として委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第13号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」>

令和元年12月13日から受託者との契約締結日までを任期とする旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員として委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」>

令和元年11月26日付けの旭川市教育委員会事務局職員の行政措置について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和元年12月1日及び同月3日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和元年11月18日から同年12月5日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和元年11月8日から同月28日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和元年12月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教  
各  
事  
教

育  
委  
務  
育

長  
員  
局  
長